

賛成多数で採択

3月議会では、医療費助成、就学援助や学童クラブのことなど、子どもに関する問題が大きな議論になりました。気仙地区学童クラブ連絡協議会からの請願は、教育民生常任委員会で審議され、賛成多数の原案で本会議に提出。賛成反対の討論をへて賛成多数で採択されました。

「安心できる学童を」伊勢議員が賛成討論

本会議の議論では、東日本大震災津波にあった経験などから、子どもの安全を守るためにも、支援員は1名ではなく複数を求める意見や、人材確保が難しいことから1名でもやむを得ないなどの意見が出されました。

日本共産党の伊勢純議員は、放課後児童クラブは「学童」として広く知られ、とくに震災後の家庭事情があるなかで大切な役割をはたしてきたと強調。「多くの保護者が安心して子どもを預かってもらえる学童をつくりたいと願っていると述べ、一つの施設に支援員一人体制でもよいという国の新たな動きを批判しました。

反対討論もありましたが、賛成13、反対4で請願は採択されました。



気仙地区学童クラブ連絡協の請願（要旨）

<請願の趣旨>

国に対して、放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書を提出してください。

<請願の理由>

放課後児童クラブ（学童）は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に、放課後などに安全に安心して生活するための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る大切な施設です。そのため児童に対する支援員等の配置については、突発的な事故や資質向上のための研修参加等への対応のため、複数配置が必要とする最低基準を国が定めており、この基準は市町村が条例を定める際に従うべきものとされています。

一方、厚労省は、支援員等の人材不足を理由に、当該「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に緩和する方針を示し、次期通常国会で児童福祉法を改定しようとしています。

支援員等の人材確保が困難であることは事実であり、宅に保護者会が運営する小規模なクラブでは、財政的にも大きなかだいとなっており、既存の公的支援制度の一層の拡充が必要と考えます。

しかし、仮に「従うべき基準」が緩和され、職員が1名で児童に対応することになった場合には、クラブの運営で最優先されるべき児童の安全性が低下するおそれがあり、人員の確保が難しいという理由で緩和すべきではありません。

つきましては、地方自治法99条の規定により、国に対して意見書を提出していただきますようお願いいたします。

議席	議員名	庁舎新築工事の請負契約締結の議案	新年度予算の議案	学童クラブの職員配置基準等の堅持を求める請願
1	伊藤勇一	×	○	×
2	三井俊介	○	○	×
3	畠山恵美子	○	○	×
4	中野貴徳	○	○	×
5	蒲生 哲	○	○	○
6	丹野紀雄	○	○	○
7	伊勢 純	○	○	○
8	鶴浦昌也	×	○	○
9	菅野 定	○	○	○
10	佐々木一義	×	○	○
11	大坂 俊	×	○	○
12	菅原 悟	○	○	○
13	大坪涼子	○	○	○
14	福田利喜	×	○	○
15	藤倉泰治	○	○	○
16	菅野 稔	○	○	○
17	及川修一	○	○	○
18	伊藤明彦	議長	議長	議長